

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画つくし野地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		つくし野地区地区計画
位 置		帯広市西 1 6 条南 2 7 丁目の一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約 1 . 0 ヘクタール
地区計画の 目 標		当該地区は、帯広市の中心部より南へ約 3 km に位置し、近傍に都市計画道路「共栄通」「弥生新道」があるなど交通アクセスに恵まれ、周辺には生活利便施設が立地している利便性の高い地区である。 当該地は、民間の開発行為により住宅地が造成されることから、地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の 整備・ 開発 及び 保全 に関する 方針	土地利用に 関する方針	良好な住宅市街地にふさわしい住環境の保全に配慮した土地利用を図る。
	地区施設の 整備の方針	地区内の区画道路については、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。
	建築物等の 整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりある街並みが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」として、門・塀の高さの制限を定める。

2 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		つくし野地区	
	地区を整備する区域		計画図表示のとおり	
	地区整備の計画面積		約 1. 0 ヘクタール	
	建築物等に関する事項	地区の分	地区の名称	専用住宅地区Ⅰ
			地区の面積	専用住宅地区Ⅱ
		建築物等の用途の制限		約 0. 9 ヘクタール
				約 0. 1 ヘクタール
		建築物の敷地面積の最低限度		次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。
		建築物の壁面の位置の制限		1 住宅 2 兼用住宅（建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定する「住宅」をいう。）のうち、次の各号に掲げる用途を兼ねるもの ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するもの ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が 0. 75 kW 以下のものに限定。） 3 共同住宅
		建築物等の形態又は意匠の制限		1 住宅 2 第二種中高層住居専用地域に建築することができる用途を兼ねる住宅（延べ面積の 1/2 以上が居住の用に供するもの） 3 共同住宅
		垣又はさくの構造の制限		200 m ²
		備考		同 左
				同 左

(理由)
 帯広市内の地区計画区域で字名改正が行われた区域について、地区計画の位置表示を変更する。

位置図・計画図

